

## 離婚届に伴い必要な手続き

### 戸籍

- 戸籍の筆頭者が夫の場合、離婚届により戸籍が異動するのは妻だけとなります。  
離婚届後、お子さんを離婚後の母の戸籍に入れるためには・・・
- ①家庭裁判所への許可申立
  - ★申立人は、入籍する子（15歳以上は本人、15歳未満は親権者）
  - ★持参する書類  
離婚後の子及び母の戸籍謄本各1通・手数料（1名につき800円の収入印紙）・切手・認印  
※詳しくは、佐賀家庭裁判所武雄支部へご確認ください。（電話：0954-22-2159）
- ②役場への入籍届
  - ★届出人は、入籍する子（15歳以上は本人、15歳未満は親権者）
  - ★必要なもの  
入籍届・氏の変更許可審判書（家庭裁判所から送付されたもの）・認印
- 離婚後も婚姻中の氏を引き続き名乗ることができます。詳しくはお尋ねください。

### 住民登録

- 離婚届を提出するだけでは、住所は変わりません。住所変更が必要な場合は手続きください。
- ①転居（有田町内→有田町内への住所異動）  
実際に新しい住所に住み始めてから14日以内に手続きください。
    - ★必要なもの  
本人確認書類（運転免許証など）・認印・マイナンバーカード等
  - ②転入（有田町外→有田町内への住所異動）  
実際に新しい住所に住み始めてから14日以内に手続きください。
    - ★必要なもの  
本人確認書類（運転免許証など）・認印・前住所地で発行された転出証明書・マイナンバーカード等
  - ③転出（有田町内→有田町外への住所異動）  
実際に新しい住所に住む前後14日以内に手続きください。
    - ★必要なもの  
本人確認書類（運転免許証など）・認印等

### 町立の小・中学校に通うお子様がいらっしゃる方

お子さんの氏や保護者を変更する場合は、有田町教育委員会へ学令児童生徒の異動届が必要です。  
※詳しくは学校教育課（本町：生涯学習センター内）へお問い合わせください。（電話：43-2324）

### 児童手当受給の方（公務員を除く）

子どもの養育者に変更になる場合および氏名等に変更になる場合は手続きが必要です。  
【平成28年1月より、個人番号（マイナンバー）の記入が必要です】

- ★必要なもの  
請求者名義の口座の通帳・認印

### 子どもの医療費助成受給の方

住所や氏名・子どもの健康保険証・振込先などが変更になる場合は手続きが必要です。

- ★必要なもの  
認印・変更になるもの（子どもの健康保険証・振込先の通帳など）

## ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭の親と児童が、健康保険により病院などの医療機関で診療を受けた場合、医療費の自己負担金の一部を県と町が助成します。

※詳しくは子育て支援課（南原：福祉保健センター内）へお問い合わせください。（電話：25-9200）

## 児童扶養手当

父母の離婚などにより父または母と生計をともにしていない児童を養育している人に対し、生活の安定と自立を助け、児童の心身の健やかな成長のために支給される手当です。

【平成28年1月より、マイナンバー(個人番号)の記入が必要です】

※詳しくは子育て支援課（南原：福祉保健センター内）へお問い合わせください。（電話：25-9200）

## 身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方

氏名、住所等が変更になる場合は、手続きが必要です。

【平成28年1月より、個人番号(マイナンバー)の記入が必要です】

※詳しくは健康福祉課（南原：福祉保健センター内）へお問い合わせください。（電話：43-2237）

## 印鑑登録をされている方

氏名が変更になり、登録印に変更前の氏が含まれている場合（氏のための印、フルネームの印など）は、再度登録が必要です。ご本人が登録申請をしてください。

ただし、住民票への旧氏（旧姓）記載請求を行った場合は、そのまま旧氏での登録が可能となります。旧氏記載請求の詳細については窓口でお尋ねください。

★必要なもの

新たに登録する印鑑・顔写真付き本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）・旧登録カード

## マイナンバーカードをお持ちの方

氏名・住所等が変更になる場合は、個人番号カードの券面記載事項変更手続きが必要です。また、署名用電子証明書をお持ちの方は失効となりますので、改めて発行の手続きが必要となります。

★必要なもの

マイナンバーカード

※手続きの際は暗証番号の入力が必要です。

## 保育園に通園されているお子さんがいらっしゃる方

住所や氏名、世帯員の増減がある場合は、手続きが必要です。

★必要なもの

戸籍謄本・認印・支給認定証

※詳しくは子育て支援課（南原：福祉保健センター内）へお問い合わせください。（電話：25-9200）

※その他、ご不明な点は下記までお尋ねください。

有田町役場 住民環境課

〒849-4192 佐賀県西松浦郡有田町立部乙 2202 番地

Tel0955-46-2111(代表) / 0955-46-2114(住民環境課) / 0955-43-2105(東出張所)